

様式第四十三（第43条関係）

認定創業支援事業計画の変更認定申請書

平成29年4月21日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿
総務大臣 山本 早苗 殿

秩父市長 久喜 邦康

横瀬町長 富田 能成

皆野町長 石木戸 道也

長瀬町長 大澤 夕キ江

小鹿野町長 福島 弘文

平成26年3月20日付けで認定を受けた創業支援事業計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第114条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項

別表1-1 : 変更（計画事業の再構成により全体的に内容変更）

別表1-2 : 削除（計画事業の見直しにより削除。ただし、別表2-3の実施により、その分を補う。）

別表2-1、2-2 : 変更（旧2-1を計画事業の再構成により分割、内容変更）

別表2-3 : 変更（旧2-2を計画事業の再構成により内容を含め変更）

計画期間 : 延長（平成31年3月31日まで）

2. 変更事項の内容

別紙のとおり。

別表 1-1 (相談窓口) 【既存】

市町村が実施する創業支援事業 (秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町)

創業支援事業の目標
<p>(目標の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none">これまで、「ちちぶ地域創業サポート窓口」を各市町(秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町)と秩父商工会議所及び各商工会(荒川商工会、西秩父商工会、皆野町商工会、長瀨町商工会)に設置し、秩父商工会議所をコア窓口、各商工会及び各市町をサテライト窓口として運用を行ってきた。各市町の窓口では、これまで、基礎的な情報の提供のほか、秩父商工会議所や各商工会への橋渡し支援を中心に行ってきたこともあり、今回の計画では、秩父商工会議所及び各商工会をワンストップ窓口「ちちぶ地域創業サポート窓口」、各市町を相談窓口「ちちぶ地域創業サポート窓口・サテライト」と位置づけ、相互連携を前提とした役割分担を行う。これまで、各市町として合計で年間15件程度の相談に対応していたが、引き続き同程度の件数の相談に対応できるよう、各市町に担当者を各1名配置する。商工会議所や各商工会、地域金融機関等との連携により、年間相談件数の2割の3件の創業者創出を目標とする。 <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none">創業支援対象者数：15件 創業者数：3件
創業支援事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援事業の内容</p> <p><相談窓口> 【既存】</p> <ul style="list-style-type: none">各市町(秩父市：産業観光部企業支援センター、横瀬町：振興課、皆野町：産業観光課、長瀨町：産業観光課、小鹿野町：産業振興課)に相談窓口「ちちぶ地域創業サポート窓口・サテライト」を設け、創業者及び創業希望者の相談に対応し、基礎的な情報の提供、対応方法のアドバイスを行う。より専門的な対応が必要な場合は、秩父商工会議所及び各商工会に設置するワンストップ相談窓口「ちちぶ地域創業サポート窓口」への橋渡し等の対応を行うほか、各地域金融機関とも連携して対応する。また、創業支援のページを各市町を代表して秩父市HPに設置し、施策一覧、創業支援機関一覧を掲載する。新たな取り組みとして「メールサポート窓口」を設け、メールでの相談も受け付け、適宜、秩父商工会議所及び各商工会等の支援も受けながら回答することとする。創業に必要となる要素別の各創業支援機関の役割は以下とする。 <p><創業に必要な要素と各連携機関が担う役割></p> <ol style="list-style-type: none">ターゲット市場の見つけ方 秩父商工会議所及び各商工会が市場ニーズを把握し、情報提供する。また各市町は、RESAS(地域経済分析システム)の活用などにより、分析に役立つ情報を随時提供する。ビジネスモデルの構築の仕方 秩父商工会議所及び各商工会が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。また、秩父商工会議所及び各商工会が、ちちぶ創業塾を開講し、ビジネスモデル構築に向けた講座を行う。さらに(一財)秩父地域地場産業振興センターやFIND Chichibu(広域秩父産業連携フォーラム)が、オープンスクール等の場を活用し、先輩経営者から学ぶことのできる機会を提供する。売れる商品・サービスの作り方 各市町、秩父商工会議所及び各商工会が、事業者連携のためのマッチング支援を行う。

4. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

各市町、秩父商工会議所及び各商工会が、販路開拓のためのマッチング支援を行う。

5. 資金調達

各市町が、制度融資、利子補給及び各種補助金等の情報提供を行う。

秩父商工会議所及び各商工会が、資金調達へのアドバイスを行うとともに、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。また、各地域金融機関が、資金調達のアドバイスや金融支援を行う。

6. 事業計画書の作成

秩父商工会議所及び各商工会が、事業計画書の策定について適宜専門家とも連携してアドバイスを行う。また、補助金等の申請については、秩父商工会議所及び各商工会をはじめとした認定経営革新等支援機関が連携して支援する。

7. 許認可、手続き

各市町が、担当課において、創業手続き・許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡を行う。また、より詳細な知識を必要とする場合には、適切なアドバイスを受けられるよう、窓口機関を紹介する。

8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

秩父商工会議所及び各商工会とが連携し、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。

<創業支援機関との連携>

・各創業支援機関が支援を行った創業支援対象者等の情報に対しては、創業支援対象者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、秩父市が中心となって情報集約・一元化を図り、創業支援カルテを作成する。カルテには、製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業支援対象者がどういう支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているかわかるようにし、適切な機関に誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

<特定創業支援事業について>

・専門家個別支援事業（別表2-2）において、1ヶ月以上にわたり、4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓についての知識が身につく支援をそれぞれ受けたことが「専門家個別支援報告書」で確認できる者を「特定創業支援事業」を受けた者として、各市町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町のいずれか）が証明書を発行する。

・ちちぶ創業塾（別表2-3）において、1ヶ月以上にわたり、4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓についての知識が身につく講義をそれぞれ受講し、全体の7割以上の出席をしたことが「ちちぶ創業塾出席記録」で確認できる者を「特定創業支援事業」を受けた者として、各市町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町のいずれか）が証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

・本創業支援事業計画の全体の進捗状況を秩父市が把握することとし、創業支援対象者・創業者に対するアンケート調査により、常に体制を改善していくこととする。

・特定創業支援事業を実施し、証明書の発行を受けた創業支援対象者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メールにて確認する。

・創業後についても、秩父商工会議所等と連携してフォローアップを行い適切な支援を行

っていくとともに、成功事例については、各市町の広報誌やホームページへの掲載、パンフレットの配布を行うなど、広くPRする。

- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業支援対象者に対しては、創業支援サービスを行わない。各創業支援機関にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援事業の実施方法

- ・各市町（秩父市：産業観光部企業支援センター、横瀬町：振興課、皆野町：産業観光課、長瀬町：産業観光課、小鹿野町：産業振興課）に、担当者を各1名配置し、創業支援機関と連携した相談窓口「ちちぶ地域創業サポート窓口・サテライト」を設置する。
- ・本窓口では、基礎的な情報の提供、対応方法のアドバイスを行い、より専門的な対応が必要な場合は、秩父商工会議所及び各商工会に設置するワンストップ相談窓口「ちちぶ地域創業サポート窓口」への橋渡し等の対応を行う。
- ・また、各市町を代表して秩父市のHPにおいてPRページを開設し、ネット上でも施策を紹介していくとともに、ネットでも相談対応ができるようにする。
- ・加えて、創業支援機関と連携のうえ、窓口設置のパンフレットを作成し、各機関の窓口にそれぞれ配架し、幅広く、創業支援対象者の目に届くようにする。さらに、各市町の広報等においても、相談窓口設置を広くPRしていくこととする。
- ・必要な予算については、ちちぶ定住自立圏事業として、中心市である秩父市が手当てし執行する。
- ・各創業支援機関が支援を行った創業支援対象者情報等については、個人情報保護に配慮しつつ、各市町を代表して秩父市が一元管理を行い、名簿や集計表の作成を行い、創業支援機関と共有を図る。
- ・各市町及び創業支援機関相互の連携を密にするため、3か月に1度程度、各創業支援機関担当者との連絡会議を開催し、各創業支援機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。

計画期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日

変更箇所については平成29年4月1日～平成31年3月31日

(注)

1. 複数の創業支援事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「創業支援事業の目標」には、創業支援事業により、計画期間内に何件の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
3. 「創業支援事業の内容」には、創業支援事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
4. 「創業支援事業の実施方法」には、創業支援事業の実施に当たって用いる民間の知識・手法又は連携する民間の創業支援事業について記載する。
5. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

別表 2-1 (ワンストップ相談窓口) 【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 ① 秩父商工会議所、② 荒川商工会、③ 西秩父商工会、④ 皆野町商工会、⑤ 長瀨町商工会</p> <p>(2) 住所 ① 埼玉県秩父市宮側町1-7、② 埼玉県秩父市荒川上田野1427-1、③ 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野298-1、④ 埼玉県秩父郡皆野町大字皆尾1423、⑤ 埼玉県秩父郡長瀨町本野上189-6</p> <p>(3) 代表者の氏名 ① 会頭 西村耕一、② 会長 澤井莊司、③ 会長 岩崎 宏、④ 会長 吉岡澄幸、⑤ 会長 野原武夫</p> <p>(4) 連絡先 ① TEL:0494-22-4411、FAX:0494-24-8956、担当者:石原 ② TEL:0494-54-1059、FAX:0494-53-1016、担当者:新井 ③ TEL:0494-75-1381、FAX:0494-75-1382、担当者:加藤 ④ TEL:0494-62-1311、FAX:0494-62-4444、担当者:濱田 ⑤ TEL:0494-66-0268、FAX:0494-69-1030、担当者:竹内</p>
創業支援事業の目標
<p>(目標の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで、「ちちぶ地域創業サポート窓口」を各市町と秩父商工会議所及び各商工会に設置し、秩父商工会議所をコア窓口、各商工会及び各市町をサテライト窓口として運用を行ってきた。今回の計画では、秩父商工会議所及び各商工会をワンストップ窓口「ちちぶ地域創業サポート窓口」、各市町を相談窓口「ちちぶ地域創業サポート窓口・サテライト」と位置づけ、相互連携を前提とした役割分担を行う。 これまで、秩父商工会議所及び各商工会合計で年間40～50件程度の相談に対応していたが、引き続き同程度の件数の相談に対応できるよう、各団体に担当者を各1～2名配置する。相談窓口同士、地域金融機関等との連携により、年間相談件数の2割の10件の創業者創出を目標とする。 <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 創業支援対象者数:50件 創業者数:10件
創業支援事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援事業の内容 <ワンストップ相談窓口> 【既存】 秩父商工会議所及び各商工会(荒川商工会、西秩父商工会、皆野町商工会、長瀨町商工会)にワンストップ相談窓口「ちちぶ地域創業サポート窓口」を設け、創業者・創業希望者の相談にワンストップで対応する。</p> <p>(2) 創業支援事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 秩父商工会議所及び各商工会に担当者を各1～2名配置し、ワンストップ相談窓口「ちちぶ地域創業サポート窓口」を設置する。 各市町に設置する相談窓口「ちちぶ地域創業サポート窓口・サテライト」と緊密に連携するとともに、各市町を代表して秩父市が設ける「メールサポート窓口」の相談対応について、必要に応じ、回答に向けた協力を実施する。 より専門的、具体的な支援を必要とする相談者に対しては、専門家により個別に支援を

行う「専門家個別支援事業（特定創業支援事業）」に移行して支援を継続し、創業・スタートアップ期の課題解決を伴走支援する。
計画期間
平成26年4月1日～平成31年3月31日 変更箇所については平成29年4月1日～平成31年3月31日

(注)

1. 複数の創業支援事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載する。
3. 「創業支援事業の目標」には、創業支援事業により、計画期間内に何件の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
4. 「創業支援事業の内容」には、創業支援事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
5. 「創業支援事業の実施方法」には、創業支援事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援事業を実施する者と連携を行う方法について記載する。
6. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

別表 2-2 (専門家個別支援事業) 【拡充・特定創業支援事業】

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 ① 秩父商工会議所、② 荒川商工会、③ 西秩父商工会、④ 皆野町商工会、⑤ 長瀨町商工会</p> <p>(2) 住所 ① 埼玉県秩父市宮側町1-7、② 埼玉県秩父市荒川上田野1427-1、③ 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野298-1、④ 埼玉県秩父郡皆野町大字皆尾1423、⑤ 埼玉県秩父郡長瀨町本野上189-6</p> <p>(3) 代表者の氏名 ① 会頭 西村耕一、② 会長 澤井莊司、③ 会長 岩崎 宏、④ 会長 吉岡澄幸、⑤ 会長 野原武夫</p> <p>(4) 連絡先 ① TEL:0494-22-4411、FAX:0494-24-8956、担当者:石原 ② TEL:0494-54-1059、FAX:0494-53-1016、担当者:新井 ③ TEL:0494-75-1381、FAX:0494-75-1382、担当者:加藤 ④ TEL:0494-62-1311、FAX:0494-62-4444、担当者:濱田 ⑤ TEL:0494-66-0268、FAX:0494-69-1030、担当者:竹内</p>
創業支援事業の目標
<p>(目標の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで、「ちちぶ地域創業サポート窓口」における相談対応のうち、専門家により個別に支援する事業を特定創業支援事業である「ハンズオン支援事業」としていたが、この事業を別建ての「専門家個別支援事業」とし、業績評価の明確化を図る。 これまでの「ハンズオン支援事業」では年間1~2件程度の支援を行っていたが、今回の計画では、「専門家個別支援事業」のPRを強化することにより、年間5件程度の支援を実施し、支援件数の4割の2件の創業者創出を目標とする。 <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 創業支援対象者数:5件 創業者数:2件
創業支援事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援事業の内容</p> <p>＜専門家個別支援事業＞【拡充・特定創業支援事業】 ワンストップ相談窓口で対応する創業者・創業希望者のうち、より専門的、具体的な支援を必要とする相談者に対し、専門家により個別に支援を行う「専門家個別支援事業」に移行して支援を継続し、創業・スタートアップ期の課題解決を伴走支援する。</p> <p>＜特定創業支援事業について＞ 1ヶ月以上にわたり、4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓についてのアドバイスを専門家から受けた者を「特定創業支援事業」を受けた者とする。</p> <p>(2) 創業支援事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 秩父商工会議所及び各商工会に設置するワンストップ相談窓口「ちちぶ地域創業サポート窓口」の相談対応の延長として、中小企業診断士等の資格を有する職員または外部専門家が支援を行う。各市町は、広報やHP等で施策のPRを行う。 特定創業支援事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、支援内容、支

<p>援日等を記載した「専門家個別支援事業報告書」を作成し、個人情報取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに各市町（秩父市については全支援対象者分、各町については該当分）（秩父市および該当する町）に提出する。</p> <p>・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。</p>
<p>計画期間</p>
<p>平成26年4月1日～平成31年3月31日</p> <p>変更箇所については平成29年4月1日～平成31年3月31日</p> <p>※本計画変更による特定創業支援事業に関わる証明書発行については、第11回認定日以降の申請が対象となる。</p>

(注)

1. 複数の創業支援事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載する。
3. 「創業支援事業の目標」には、創業支援事業により、計画期間内に何件の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
4. 「創業支援事業の内容」には、創業支援事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
5. 「創業支援事業の実施方法」には、創業支援事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援事業を実施する者と連携を行う方法について記載する。
6. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

別表 2-3 (ちちぶ創業塾) 【拡充・特定創業支援事業】

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 ① 秩父商工会議所、② 荒川商工会、③ 西秩父商工会、④ 皆野町商工会、⑤ 長瀨町商工会</p> <p>(2) 住所 ① 埼玉県秩父市宮側町1-7、② 埼玉県秩父市荒川上田野1427-1、③ 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野298-1、④ 埼玉県秩父郡皆野町大字皆尾1423、⑤ 埼玉県秩父郡長瀨町本野上189-6</p> <p>(3) 代表者の氏名 ① 会頭 西村耕一、② 会長 澤井莊司、③ 会長 岩崎 宏、④ 会長 吉岡澄幸、⑤ 会長 野原武夫</p> <p>(4) 連絡先 ① TEL:0494-22-4411、FAX:0494-24-8956、担当者:石原 ② TEL:0494-54-1059、FAX:0494-53-1016、担当者:新井 ③ TEL:0494-75-1381、FAX:0494-75-1382、担当者:加藤 ④ TEL:0494-62-1311、FAX:0494-62-4444、担当者:濱田 ⑤ TEL:0494-66-0268、FAX:0494-69-1030、担当者:竹内</p>
創業支援事業の目標
<p>(目標の根拠) ・これまで実施してきた「ちちぶ創業塾」では年間30人程度の受講者があったが、今回の計画では、創業塾の過年度既受講者のフォローアップも行うことにより、支援対象者数を40人(創業塾受講者30人、既受講者フォローアップ10人)とする。 ・支援対象者数40人の2割の8件の創業者創出を目標とする。</p> <p>(目標数) ・創業支援対象者数:40件 ・創業者数:8件</p>
創業支援事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援事業の内容 <ちちぶ創業塾>【拡充・特定創業支援事業】 ・秩父地域で創業しようとする者、創業して間もない(5年未満)の者を対象に「ちちぶ創業塾」を開講する。また、過年度に開講された「ちちぶ創業塾」の既受講者を対象としたフォローアップ事業を実施するほか、当年度受講者と過年度受講者の交流の機会を設ける。</p> <p><特定創業支援事業について> 講義のうち、4回以上、1か月以上の期間にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく☆のついている講義を受講し、全体の7割以上出席した者を「特定創業支援事業」を受けた者とする。 ～「ちちぶ創業塾」カリキュラム(案)～ ・「創業の心構えとは」 ・「事業コンセプトを考える」<経営>(☆) ・「マーケティングを考える」<販路開拓>(☆) ・「創業者に欠かせないSNSの重要性」<経営、販路開拓>(☆) ・「融資を得るための数値計画の考え方」<財務>(☆) ・「事業計画を完成させる」<経営、財務、人材育成、販路開拓>(☆)</p>

- ・「創業者が活用できる補助金・助成金を最大限活用する」〈経営、財務〉（☆）
- ※講師は外部コンサルタント等を中心に、秩父商工会議所等も担当予定

(2) 創業支援事業の実施方法

- ・秩父地場産センターで実施することとし、会場準備、カリキュラムの策定、専門家の確保等については各市町、秩父商工会議所及び各商工会が連携して行う。加えて、各市町の広報やHP等で施策のPRを行う。修了生については、各市町の制度融資、利子補給制度を積極的に紹介し、活用してもらうこととし、連絡会議において、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。
- ・特定創業支援事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した「ちちぶ創業塾出席記録」を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに各市町（秩父市については全受講者分、各町については該当分）に提出する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日

変更箇所については平成29年4月1日～平成31年3月31日

※本計画変更による特定創業支援事業に関わる証明書発行については、第11回認定日以降の申請が対象となる。

(注)

1. 複数の創業支援事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載する。
3. 「創業支援事業の目標」には、創業支援事業により、計画期間内に何件の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
4. 「創業支援事業の内容」には、創業支援事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
5. 「創業支援事業の実施方法」には、創業支援事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援事業を実施する者と連携を行う方法について記載する。
6. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。